



糸満市と国立大学法人琉球大学との包括的連携に関する協定書

糸満市（以下「甲」という）と国立大学法人琉球大学（以下「乙」という）は、次のとおり包括的連携に関する協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙が包括的な連携の下、両者が有する資源や機能などの効果的な活用を図りながら、幅広い分野で相互に協力し、市域の発展と人材育成及び学術研究の振興に寄与することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲、乙は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 教育と文化に関すること
- (2) 防災に関すること
- (3) 健康・医療・福祉に関すること
- (4) 環境に関すること
- (5) まちづくりに関すること
- (6) 産業に関すること
- (7) 平和・交流に関すること
- (8) 協働に関すること
- (9) その他市域の発展に資すること

2 前項各号の分野において連携・協力を推進するにあたり、必要な方策等については、別途定める。

（連絡調整及び協議）

第3条 甲、乙は、本協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、必要に応じ協議を実施する。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して3年間とする。ただし、有効期間満了の日前30日までに、甲、乙いずれかにより解約の申出がない場合は、3年間有効期間を延長する。その後においても同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙は、連携事項の検討及び実施に当たって知り得た相手方の秘密について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、法令等に基づく開示等の要請がある場合はこの限りではない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年12月11日

沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

糸満市

国立大学法人琉球大学

糸満市長

工原 聡



学長

大城 肇

